

## 第 45 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 3 年 9 月 17 日（金）  
13 時 00 分～15 時 00 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

- （委員）沖森主査、森山副主査、石黒、川瀬、西條、佐藤、滝浦、田中、  
中江、成川、福田、古田、前田、村上、善本各委員（計 15 名）  
（文部科学省・文化庁）柳澤国語課長、鈴木国語調査官、武田国語調査官、  
町田国語調査官ほか関係官  
※ 沖森主査及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 44 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 論点整理に関する委員の意見（第 44 回まで）（案）
- 3 公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点  
（国語施策に関する内閣告示を中心に）
- 4 国語施策の課題に関する論点整理の進め方（案）

### 〔参考資料〕

- 1-1 「改定常用漢字表」（平成 22 年文化審議会答申）「I 基本的な考え方」
- 1-2 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
- 1-3 「同音の漢字による書きかえ」について（報告）  
（昭和 31 年 7 月 5 日 国語審議会）
- 1-4 常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の確認事項
- 2-1 外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）（抜粋）
- 2-2 「外来語（カタカナ）表記ガイドライン 第 3 版」  
（一般社団法人テクニカルコミュニケーター協会）
- 3-1 ローマ字に関する国語施策関係年表
- 3-2 「小学校学習指導要領」におけるローマ字に関する事項
- 3-3 各府省庁におけるローマ字使用の例
- 4 「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果

### 〔参考〕

文化庁ウェブサイト  
HOME > 国語施策・日本語教育 > 国語施策情報 > 内閣告示・内閣訓令  
[https://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/index.html](https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/index.html)

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から、配布資料 3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の「全般について」、参考資料 1-2「法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）」、参考資料 4「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」及び参考資料 1-1「「改定常用漢字表」（平成 22 年文化審議会

答申)「I 基本的な考え方」)についての説明があり、それに対する意見交換を行った。

- 4 沖森主査から、参考資料1-3「「同音の漢字による書きかえ」について(報告)(昭和31年7月5日 国語審議会)」について説明があり、それに対する意見交換を行った。
- 5 事務局から、配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の「漢字の使用」、参考資料1-1「「改定常用漢字表」(平成22年文化審議会答申)「I 基本的な考え方」、参考資料4「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」、参考資料1-4「常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の確認事項」及び参考資料1-3「「同音の漢字による書きかえ」について(報告)(昭和31年7月5日 国語審議会)」についての説明があり、それに対する質疑応答及び意見交換を行った。
- 6 事務局から、配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の「外来語の表記」、参考資料2-1「外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)(抜粋)」及び参考資料2-2に「「外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般社団法人テクニカルコミュニケーター協会)」についての説明があり、それに対する質疑応答及び意見交換を行った。
- 7 事務局から、配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の「ローマ字のつづり方」及び参考資料3-1「ローマ字に関する国語施策関係年表」についての説明があり、参考資料3-2「「小学校学習指導要領」におけるローマ字に関する事項」、参考資料3-3「各府省庁におけるローマ字使用の例」を参照しながら、質疑応答及び意見交換を行った。
- 8 国語分科会に報告する中間報告案については、これまでの審議内容を踏まえ、沖森主査一任とすることが了承された。
- 9 国語分科会について、令和3年10月12日(火)午前10時から正午まで開催すること、次回の国語課題小委員会について、11月16日(火)午前10時から正午まで開催することが確認された。
- 10 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

#### ○沖森主査

定刻になりましたので、ただ今から第45回、今期4回目の国語課題小委員会を開会いたします。今回もオンライン上でのウェブ会議となりましたが、よろしくお願ひいたします。

本日は、(1)今後検討すべき国語施策に関する課題について、(2)その他という順で協議を進めたいと考えております。課題の整理に関しては、前回に引き続いて、内閣告示として示されている国語施策に関する意見交換を行いたいと思います。

前回の国語課題小委員会では、成川委員から報道における用字用語の扱いと国語施策との関係、そして日々の業務の中で感じている課題について具体的にお話しいただき、それを踏まえて意見交換を行いました。特に、内閣告示として実施されている「常用漢字表」、「外来語の表記」、「送り仮名の付け方」に関する課題を詳しくお話しいただき、漢字と外来語を中心に熱心に意見交換をしていただきました。このヒアリングの内容については配布資料2「論点整理に関する委員の意見(第44回まで)(案)」の8ページ以降にまとめてあります。

本日は、これまで2回行われた国語課題小委員会での意見交換を踏まえて、主に内閣告示に関する課題について更に検討を深めていただきたいと思います。

配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」を御覧ください

い。こちらは本日御検討いただく論点になるであろう事柄を1枚にまとめたものです。常用漢字表をはじめとするそれぞれの国語施策は、一義的には公共のコミュニケーションで用いる表記の目安・よりどころとして示されているものです。不特定多数の人々に向けた公共性の高い情報伝達・コミュニケーションにおいて、もし何か問題が生じているのであれば、それがすなわち国語施策の課題ということになるかと思いません。

そのような観点から、配布資料3に挙げられている順に「全般について」、「漢字の使用」、「外来語の表記」、「ローマ字のつづり方」、「送り仮名の付け方」と、この順に改めて御意見を伺ってまいりたいと思います。本日は送り仮名の付け方までは手が回らないかもしれません。また、本日は一定の方向性を出すための議論をしようというわけではありません。断片的であっても結構ですので、今お考えになっていることを積極的に発言いただきたいと思います。いろいろな御意見の中から課題解決に向けた種を見つけて、それらを整理した上で今後まとめていきたいと考えております。

それでは、初めに配布資料3の一つ目に示されました国語施策の「全般について」を取り上げて、その基盤となる考え方を確認しておきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○武田国語調査官

それでは配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」について御説明いたします。ここに示されている漢字、外来語、ローマ字、送り仮名、現代仮名遣いの、五つの内閣告示が国語施策として示されています。「ローマ字のつづり方」を除きまして、四つの内閣告示の前書きにはほぼ共通する文言があります。

今日の参考資料2-1「外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）（抜粋）」を御覧ください。ここに「外来語の表記」の内閣告示の抜粋を用意しました。1枚目の下の段、「外来語の表記」の前書きの1を御覧ください。「この『外来語の表記』は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示すものである。」とあります。この「『外来語の表記』は」の部分に、例えば常用漢字表では「この表は」とあったり、「送り仮名の付け方」は」という言葉が入ったりして、ほかの文言はほぼ一緒になっています。

前回の国語課題小委員会で成川委員のお話の中にも指摘がありましたが、ここで言っている「一般の社会生活」とは何なのかという点についてお話しすると、これは「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など」という部分を指すこととなります。つまり、一義的には不特定多数の方たちを対象とした書き言葉のコミュニケーションのための施策であるということが言えるかと思えます。例えば成川委員がお勤めの通信社や、新聞、放送といったところは、正にこの内閣告示の直接の対象であるということになります。

また、「現代の国語を書き表す」という言葉がございます。これについても、前回の成川委員のお話の中で「シュートを放つも、バーの上を越えた」という例を挙げて、この「現代の国語」というものが一体どのようなものなのかというお話がありました。ここについてはいろいろな御意見があると思いますが、参考資料4として「国語に関する世論調査」で文語的な表現について調査した結果を御用意しております。参考資料4「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」を御覧ください。

これは、現在の生活の中でどれぐらい文語的な表現に触れることがあるかということをお聞きしたものです。これによると、例えば「知る人ぞ知る」という言い方は文語的な表現ですが、かなり多くの方が聞いたこともあるし使うことがあるとお答えになっていることが分かります。こういったものを含めて、「現代の国語」ということにつ

いてどのように捉えたらいいのかといったことについても御意見を頂ければと思っております。

それから、最後に参考資料1-1「改定常用漢字表」（平成22年文化審議会答申）「Ⅰ 基本的な考え方」を御覧ください。この4ページ目の真ん中以降に「改定常用漢字表の性格」というところがございます。先ほど申し上げた「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等」といったことも書かれていますが、さらに、下から3行目に、「目安」についての説明があります。ここを読みます。

「漢字使用の目安」における「目安」についても、現行の常用漢字表と同趣旨のものです。具体的には、「① 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほしいままに漢字を使用してもよいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。」、「② 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取決めをそれぞれ作成するなど、分野によってこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものであること。」とあります。

これがその「目安」ということになります。「よりどころ」という言い方もほぼこれと同じものだと考えていただいてもいいかと思えます。

以上、内閣告示がどのような目的で、あるいはどのような性格を持って示されているかということの説明いたしました。

#### ○沖森主査

それではただ今の説明について質問や感想があればお願いします。

（→ 挙手なし。）

前回の国語課題小委員会における成川委員のお話に関連して、文語的表現に関する調査についての説明もありましたが、「現代の国語」とは何かといった辺りについてもお考えがあれば伺いたしたいと思います。「目安」・「よりどころ」といった言葉と実情との乖離かいりがあるのではないかというようなことも含めまして、このような文言が記されているそれぞれの内閣告示に関する御意見を頂ければと思えます。

#### ○古田委員

これまでの国語課題小委員会で出てきたことの繰り返しになってしまっていますが、もう一度その確認ということになります。私自身も少し申し上げたと思いますが、これまで出てきた意見では、たとえ「目安」と書いてあっても、現場では規範として働いてしまうことがしばしば起こっていると確認されたと思います。そのことを踏まえすと、目安であることの位置付けというか、目安であることと、規範であることの区別を、常用漢字表も含めて告示等で、もう少し明確になるような形で提示することが必要なのではないかと考えます。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

#### ○川瀬委員

目安・よりどころという考え方は、確かに非常にいいと思います。強制することは絶対にやってはいけないことと感じています。ただ、現場に提示されたときに規範になり得るということで、目安・よりどころという大まかな言葉の投げ方はどうなのかなと思います。判断はあなたたちに任せますという姿勢は間違いないとは思いますが、どこまで守ってほしいのかが問題です。言っているところはなんとなく分かりますが、実

際に使われ方として考えると、今、古田委員からあったように規範となってしまう部分があるので、その辺は本当に気を付けていろいろなものを提示していかなければいけないと思っております。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

今の規範か目安かという話です。成川委員のようなお立場で仕事をしていらっしゃると、規範が欲しいということでした。大まかな目安だとなかなか物事が決まっていけないので、しっかりした規範が欲しいというようなことをおっしゃっていたと思います。私もその話を聞いていて、以前も同じことを言ったような気がします。現場で1分1秒争って言葉を決めなければいけないようなところで働いていらっしゃる人たちにしてみたら、確かにぱっと見て、じゃあこれと決められるような規範が欲しいというのはよく分かります。

でも、それを常用漢字表でやってしまうと、今、川瀬委員がおっしゃったような表現の自由を損なうことにもなりかねないので、運用の仕方をどうするかというところをよく議論して詰めなければいけないと思います。常用漢字表というものがあって、それが現場では規範として求められるところもあれば、目安となっていた方がより使いやすいところもあるわけで、両方あると思います。

ですから、その両方を包摂できるような運用の仕方を考えたらどうかと思います。もう一つは常用漢字表そのものを工夫するという方法もあります。みんなで知恵を絞れば何とかその辺りはたどり着けるような気がします。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかには御意見はございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは、続きまして二つ目の議論についてお願いしたいと思います。国語施策の対象について、配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」で確認したことを踏まえまして、具体的に「漢字の使用」、すなわち常用漢字表をめぐる情報伝達・コミュニケーションについてどんな問題が生じているおそれがあるか、意見交換を行うことにいたします。では、参考資料の内容なども含めまして、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、まず参考資料1-1「改定常用漢字表」(平成22年文化審議会答申)「I 基本的な考え方」の7ページを御覧ください。ここに常用漢字表について、平成22年改定の時とそれ以前から、どういった漢字を集めているかという選定基準がまとめられています。常用漢字表の選定で最も重視されるのは、どれぐらい世の中で使われているかという出現頻度、そしてもう一つ、どれぐらいの熟語などを構成するかという造語力です。この二つがポイントですが、それだけではありません。

参考資料1-1の7ページの下側の囲みの中に「入れると判断とした場合の観点」があります。その②「漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める」ということが平成22年の改定ではかなり重視されました。よくこの会の中でも交ぜ書きの話が話題になってきましたが、交ぜ書きは読みにくい面があります。そういった交ぜ書きを解消して、漢字で使えるようにしようというのが平成22年の改定の時にはかなり意識されたということです。

それから、平成 22 年の改定の一つの特徴として、出現頻度が高く、その熟語だけでもよく出てくる言葉であれば、必ずしも造語力がなくても、常用漢字表に入れるということがあります。例えば「挨拶」という漢字は、「挨」も「拶」も平成 22 年の改定で入りました。このようにして、若干難しい漢字も採用された面があります。

この追加した漢字について、「国語に関する世論調査」でも調査しています。参考資料 4 「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」を御覧ください。5 ページに平成 22 年の常用漢字表改定で追加された漢字に対する意識の調査結果がございます。新しく採用された漢字について、しっかり定着しているかということ、現段階でも、まだ難しいとお感じになる方が多いことが分かります。これは理解度を調べたものではなく、印象をお尋ねしているものですが、このような結果になっています。

この結果を詳しく御覧いただきますと、例えば 11 ページの年齢別のところで、(2) 「語彙」という言葉は 10 代、20 代では「漢字を使うことで、意味の把握が容易になる」の割合が高くなっています。常用漢字表に入ることによって、その漢字は学校教育で扱われることとなります。新しく入ったものが教育を通して少しずつ浸透していくといった面もこの調査から見られるかとも思います。

このように、常用漢字表に新たに追加された漢字の中には、余り造語力がなくても言葉としてよく使われているというものや、交ぜ書きの解消という観点で入っているものがあります。常用漢字表の中にはそうした傾向の漢字がかなりあるのではないかと思います。

そこで、参考資料 1 - 4 「常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の確認事項」を御覧ください。今回、この国語課題小委員会での課題の一つとして常用漢字表についても話題にさせていただいておりますが、これまでの議論を受けて、現行の常用漢字表について確認すべきことと思われる点をまとめた資料です。

ここには音の語例が一つしか挙がっていない漢字、あるいはそれに準ずるようなもの、また、訓だけが採用されている漢字を集めています。常用漢字表はできれば音訓そろったものを入れるという考え方があります。ただ、音の場合には様々な熟語に使われることが多いので、音だけが入っているものは、訓だけが入っている漢字よりも多くなっています。ここでは、音の語例が少ないもの、訓だけで入っているものを並べました。そして、それぞれの漢字の「漢字出現頻度数調査（3）」における出現頻度の順位、それからいつ常用漢字表に採用されたのかといったことをまとめています。

先ほど、平成 22 年の改定で常用漢字表に追加された漢字の中に少し難しいものがあると申し上げましたが、将来の常用漢字表改定を考えたときに何らかの課題が見えてくるのではないかとということで、こちらの資料を御覧いただきたいと思っています。

最後に、過去の漢字施策との関係についても前回の国語課題小委員会のヒアリングの中でお話がありましたので、少し説明いたします。

参考資料 1 - 3 「「同音の漢字による書きかえ」について（報告）（昭和 31 年 7 月 5 日 国語審議会）」を御覧ください。これは古いもので、当用漢字表の頃の資料です。これは国語審議会の報告であって、内閣告示のような拘束力のあるようなものではありません。当用漢字表で漢字が制限的に使われていたときに、漢字の字種を余り増やさないようにしつつも、できるだけいろいろな言葉を漢字で書くという観点で作られたもので、現在もこの書換えが広く浸透している面があります。

前回のヒアリングの中で、平成 22 年に追加された漢字があるが、その扱いをどう考えるかという御指摘がありました。これについては、参考資料 1 - 2 「法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）」を後で御覧いただきたいと思いますが、そこに法令でどう扱うかが書かれております。ほとんどの追加字種に関しては、この昭和 31 年に示された書き換えをそのまま使うという考え方で進められています。

例えば「潰」という字が平成 22 年の改定で入りました。これは「胃潰瘍」の「潰」の字を書くために入ったところがございます。一方で、この「同音の漢字による書きかえ」の 2 ページの左の「か」のところでは、「潰滅」「潰乱」の書換えとして、「潰」ではなく「壊」の字を使う書換えの指示があります。平成 22 年に「潰」が常用漢字表に入りましたが、「法令における漢字使用等について」の中では「カイ滅」「カイ乱」はそれまでどおり、「壊」の字を使うことになっています。これは表記の混乱を避けるという観点によるかと思えます。

以上、いろいろなところを説明いたしました。これまでの議論を振り返って御参考になるようなものということで資料を用意いたしました。この辺りについても、また御議論いただければと思います。

#### ○沖森主査

それではまず、ただ今の説明について直接関係する質問があればお伺いしたいと思います。参考資料についての質問でもかまいませんので、何かありましたらよろしくお願いたします。

( → 挙手なし。 )

それでは、公共のコミュニケーションで用いられる漢字に関連して何か問題が起きていないか、また、そのような問題と常用漢字表との関係について意見交換をしたいと思います。使用される漢字は社会の変化とともに変わっていく面があります。今後その動きをよく見ながら国語施策に反映させる必要があると思います。

漢字の使用については、配布資料 3 「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」に挙げられている論点に限らず御発言いただきたいと思いますが、まず、現在の常用漢字表に関する課題について御意見を頂きたいと思います。過去の漢字施策との関係については後ほど取り上げたいと思います。

そこで、例えば前回の国語課題小委員会のヒアリングでは、現在の常用漢字表になって、使うべき漢字が多くなり過ぎている面があるのではないかという御指摘もありました。参考資料 4 「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」を見ましても、平成 22 年に入った漢字の中には定着が進んでいないものもあるように見受けられます。

事務局からは、平成 22 年の改定では、文章の読み取りの効率を上げるために交ぜ書きを少なくする観点から入った漢字も多かったという御説明がありました。その様子は参考資料 1 - 4 「常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の確認事項」からも、うかがえるところです。

そこで、公共のコミュニケーションにおける漢字使用を円滑にするための常用漢字表について、今後考えておくべき課題あるいは留意すべき点など、また、参考資料 1 - 4 などについて気付いた点などがありましたら、是非とも御意見を頂きたいと思ます。常用漢字表も含めまして漢字使用という話題で結構ですので、よろしくお願いたします。

#### ○古田委員

基本的に平成 22 年の改定の方針で進めていくのが適当なのではないかと私は思いました。つまり、必ずしも造語力が高くなるとも社会にとって重要であったり、頻度が高かったり、あるいはその言葉だけが表現できるものであったりするものを採用するという事です。それから交ぜ書きに関しても、それをできるだけ解消していく方針も適当なのではないかと思っています。

実際、今、参考資料 4 「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」を見ても、読みにくいものに振り仮名を付けてほしい、望ましいという人は多いですが、

読みにくいので仮名書きが望ましいという人はかなり少ないです。最も多い漢字だと「語彙」や「毀損」などで、11%ぐらいで、それ以外は全て10%以下ということなので、そういう意味でも、全般として、もう一度交ぜ書きに戻すとか仮名書きにすることが社会に求められているわけではないように、この世論調査の結果を見て思いました。

ただ、先ほど基本的にと申し上げたのは、これまでの小委員会での議論や私自身の発言の繰り返しになってしまいますが、常用漢字表に収録される漢字あるいは音訓の数が増えて複雑化していくと、当然小学生・中学生やノンネイティブの方の日本語学習に関しては、それが難しくなるのは確かで、ある種の障壁になってしまうことがあります。このことも同時に考えなければならないので、そのある種の緊張関係についてはじっくり慎重に考える必要があると思います。

一つのアイディアとしては、前回も少し出ていましたが、例えば漢字表を二層化する、つまり、これは日本語学習や地域のコミュニケーションにおいて最低限必要なものという、最低限のレベルのものと、それからもっと自由に表現力の豊かな、目安としての表というように二層化する。これは一つのアイディアに過ぎませんが、いろいろな可能性があると思います。一方を立てればこちらが立たないというところで、例えば、どんどん複雑化していいというわけではなく、逆に全部易しくしてしまえというのでもなく、その緊張関係をどうしていくのかということを考える必要があるのではないかと考えます。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかに御意見はございませんでしょうか。

○川瀬委員

参考資料1-1の8ページ「(3)字種選定に伴って検討したその他の問題」のところです。なるべく単純明快な漢字表を作成するというこの観点は、今でも非常に大事なんだろうと思います。いろいろな例外を作って、複層化していく資料を出したときにどのように見えるか、どう分類していくかというのも一つヒントになるかと思います。今、漢字が読まれている状況を見ると、前後の文意も含めて目で見て理解するというものだけでなく、声に出して読んだときに正しく読めているかどうか結構危うい状況にあるように思います。感覚的には、読み間違いが多くなっているという気もいたします。

ですから、目で見て理解するための文章を、声でも正しく読めるようにするためには、振り仮名のようなものも積極的に使っていくことも必要でしょうし、そういったことを注記として付けていくのも一つの手かもしれません。

あともう一つ、書く方です。手で書くことが減っているので、パソコンなどの情報機器を使って書くときに使いやすい漢字と、手で書けなければ困る漢字がかなり分かれてきているように思います。今から11年前の平成22年の改定から、これまでの間にほとんどの人が情報機器を使って文章を読むようになってきておりますので、そういった時代背景、情報機器の使われ方を意識しておくことも必要なかと感じております。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかに御意見はございませんでしょうか。

○石黒委員

今のお二方の委員の御意見に賛同するものです。私は今、東京都のある高校で、高校生の手書きの作文を大量に見る機会に恵まれています。そこで見られることは、高校

生一人一人によって力に相当差があるという現実です。漢字が得意な高校生はすぐできますし、一方で本当に書けない高校生もいるということがあります。

結局大事なことはその実態を知ることだと思います。前回の国語課題小委員会で、NHKの調査なども話題に上りました。また今回のこの印象調査だという参考資料4も非常に参考になると思います。もう少しきちんと、本当に実際どう書けているかということの確認が必要かと思います。

私が高校生の作文を見て感じた印象です。常用漢字の中で、小学校では学年別漢字配当表があるわけですが、その学年配当されている漢字も結構間違っている生徒さんがいます。また、中学で習うような常用漢字だとみんな平仮名で書くんです。恐らく自信がないからだと思います。漢字で無理して書くとテストでは減点対象になるわけです。平仮名で書いても減点対象にならないという習慣が多分身に付いているのか、あえて挑戦することを避けるような傾向も見られます。それは、今、川瀬委員がおっしゃったような、時代背景や手書きが減っていることとも重なるとは思います。まずは実態の把握が大事かと感じております。

○沖森主査

ありがとうございました。

○福田委員

常用漢字表を作成するところで、先ほど目安という説明の中に、「法令・公用文・新聞・雑誌・放送など」でこういった目安があるということは、つまり常用漢字表にある漢字を読めることを言っているのかと思います。そういう意味で、常用漢字表を書くということは含まれていないのか、書けなくても読めればよいということでしょうか。書くことに関しては、今や手書きで何かしなければいけないということはかなり限定的で、皆さん、スマホやパソコンを持っている。そういうところで、この常用漢字表は、読み書きまでを射程範囲としているのか、あるいは読みだけでいいのかというのが、私の頭の中で少し混乱してしまうところで、この辺りはいかがなんでしょうか。

○沖森主査

ありがとうございます。

平成22年の改定では情報機器の発達に伴ってということですので、当然機械入力で漢字を選択することを前提として選んでいたわけですね。手書きということについては必ずしも重要視していたのではないように記憶しております。そのようにはっきりと申し上げていいのかどうか分かりませんが、傾向としてそうであったということはお答えしていいかと思っております。

○福田委員

そうすると、常用漢字表を考えるときに、書くということまでも念頭に置いて議論を進めていった方がいいのでしょうか。

○沖森主査

そこが一つの議論の種にはなるかと思います。

○福田委員

参考資料4「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果でも「書いていますか」ということは全然聞いていなくて、しかも文脈があるところです。文で印象を聞いておりますので。実は読めなくても意味の把握は簡単に何となくできるという

ところで、若い方が結構多く○を付けているのかと思っています。何を目的にしているのかももう少しはっきりして、調査の仕方、質問項目を作った方がいいのかと、このデータを見ながら思いました。これは感想です。

○沖森主査

ありがとうございます。

○石黒委員

今の福田委員の御意見に関連してですが、これは冒頭で古田委員がおっしゃったことが大事なのかという気がしています。常用漢字表を一つにするよりも二段階にするのは一つのアイデアかと思えます。

最近、高校の学習指導要領が改訂になりました。私も完全にその内容が頭に入っているわけではなくて、むしろ田中委員に説明していただいた方がいいかと思うんですが、今でも、高校の中で常用漢字を全て書くようにという指示ではないと思います。

「主な」なんです。

ではどのぐらい書ければいいのかという辺りのことは実は現場に任されている。それはいいと捉えることも可能だと思いますが、実際に手書きまで現場で必要とされるのかどうか。手書きも全くななくなっているわけではないので、ある部分手書きできた方がいいような気もします。先ほどの私のイメージだと、小学校の学年配当になっているものぐらいは高学年のものであっても書けた方がいいかと思えます。ただ、中学で習うような字は、実際に社会的に書けることまでは求められていないのではないかという気も少しします。

結局この国語課題小委員会で決めたことはあちらこちら教育の現場に波及していくので、むしろ私たちがどういう姿勢であるのかということを確認しておくのが大事なのかと思えます。不正確なところがあつたら申し訳ありません。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

度々失礼いたします。

常用漢字表の常用というのは「常に用いる」なので、その「常に用いる」が読むだけを前提にしていたというのが、そう言われてみればそうだったのだろうかというのが、今、改めてショックを受けているところです。「常に用いる」、目で見ただけではなくて、やはり声に出して読む、手で書くというのが「常に用いる」ということだと思えますが、読めればいいということに特化していくのであれば、作業としては楽になるという気もしてきました。何となく目で見ても意味が分かれば、手で書けなくてもいい、例えばワープロソフトに試しに平仮名で打ってみて正しい漢字が選択できればいいというのであれば、多分そんなに難しく考える必要もないという気がしています。漠然とした感想で大変恐縮です。

○沖森主査

ありがとうございます。事務局から一点説明があります。

○武田国語調査官

平成 22 年の常用漢字表改定の時に、書ける漢字、読める漢字ということが話題になりましたが、まず昭和 56 年の時には電子機器で字を打つような状況はほとんど想定さ

れませんでした。それが時代の変化を経て、書く漢字から入力する漢字になってきて、その対応のために検討されたのが平成 22 年の常用漢字表であったということです。

ではあそこに挙がっているものを書けなくてもいいかという、必ずしもそうはなっていません。全ての漢字を書ける必要はないということは前書きの中ではっきり言っていますので、そういう意味では、先ほど沖森主査がおっしゃったように、以前に比べて書くことを前提として作られたものではないと言えるかもしれません。ただ、手書きすることの大切さ、手を動かして字を書くことの大切さについても、答申の前書きの中ではうたわれています。

つまり、掲げられている漢字を全て、手で書けるようになりなさいという考え方で作られているものではないということです。時代が更に進んで、今お話を聞いていて、その辺りでもう少しはっきりと方針を出すことが求められている可能性があるということを感じました。

#### ○川瀬委員

今の御説明はよく分かりましたが、読みに関してはその時には全然議論にならなかったのでしょうか。漢字を、目で見て理解できればいいということで、例えば発音できるかどうかとか、読めるかどうかという点があるかによって、振り仮名の必要性は変わってくると思います。常用漢字表が文字だけ、いわゆるテキストだけの情報伝達に対応したものなのかというのも一つの観点になりそうな気がしますが、いかがでしょうか。

#### ○武田国語調査官

読めるかどうかということで言いますと、音訓をはっきり決めておりますので、その音と訓については知っておいてほしいということがあると思います。そういう意味では読めるということは、手で書けるかということに比べますと、大切なところになるのではないかと思います。

#### ○沖森主査

先ほどの話ですと、私が思い出すのが「憂鬱」の「鬱」の字です。読めるけれども書けない典型的なものとして当時、常用漢字表の中で取り上げられたこともあったかと思ひ出します。

ほかにございませんでしょうか。

#### ○森山委員

今までの御議論の中であった、「一般の社会生活」というものの中にも、法律の難しい言葉から普通の私たちのような者の日常生活の言葉等、いろいろなものがあります。そういういろいろな言葉の漢字のバリエーションも、常用漢字の中に、豊富な資源として残していくべきということもあります。一方で、格差社会ということが言われますが、教育の中でもみんなが最低限できるようになっておいた方がいいという水準との線の引き方が非常に難しいと思いますが、水準が何ものなしというよりは、あった方がいいというのは非常に分かる気がいたします。

小学校の場合は教育漢字(学年別漢字配当表)がありますが、中学校には教育漢字がありません。そこは、学校教育との連携で、例えば中学校の教育漢字のようなものを一緒に作っていくことも考えられると思います。これは2、3年程度で行うのは無理だと思いますが、中学校全体で、常用漢字の中のこのぐらいいは目安としてできたらいいというのを教育現場と一緒に選定していくのも一つの在り方かと思ひます。

そうすることは、日本語を母語としない皆さんにとっても役に立つことかと思ひま

す。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○古田委員

度々失礼します。今、森山委員もおっしゃったことは非常に重要だと思いました。単に目安として表を出すだけではなくて、それがどういう意味での目安なのか、それがどういう性格なのかということをはっきりさせる意味でも、個別にやるのではなくて、教育等と連携してやっていくことによってそれぞれの施策の意図もより明確になっていくのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

今の森山委員と古田委員の意見に賛同するものです。常用漢字表は入力する書き文字というような言い方を武田調査官がなさっていたのを聞いて、ああそうかと膝を打ちました。今の小学校からタブレットが一人1台配られて、手書きできなくても、入力すればその文字が出てきて、それが正しいかどうかは自分で選べばいいという仕組みになりつつあるわけです。

でも、本当にそれでいいのかどうかは疑問なところがあって、今、森山委員と古田委員がおっしゃったように、常用漢字表の中でも例えば義務教育を終えた人については、ここまでは最低限書けるというようなレベルを設定した方がいいような気がします。常用漢字表を全部書けというのは難しいことだと思いますが、読んで書ける漢字のレベルによって、その人の知識の水準がある程度決まるようなところもあると思うので、義務教育を終えた人が常用漢字表でここまでは書けるというものを、教育現場と連携して議論するなり考えた方がいいと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。それではほかにございませんでしょうか。

○善本委員

教育現場というお話があったので、私が長く教育現場にいたということで、実態を少しお話ししようかと思います。

先ほど石黒委員からお話があったように、1,026字の学年別漢字配当表の漢字は、小学校しかなくて、学習指導要領の中では、中学でそれを書けることにはほとんど触れられていません。上に行くに従って、常用漢字を読めることは目標にしているけれども、書けるはもう小学校で習う1,026字で中学も止まっていて、高校の学習指導要領でも数値は全く示されていません。来年から新しい学習指導要領になりますが、主な常用漢字が書けるようにとしか示されていません。

そういう中で、では現場がどうしているかということ、私は長く高校にいて、最後の5年間は中高一貫校でしたが、高等学校の教員は余り学習指導要領を気にしないんです。それは良くないとも言われていますが、小学校・中学校の先生と比べて目の前にいる子供たちの差が学校によって非常に大きいので、学習指導要領を気にするよりは、目の前にいる子供たちをどうしようかということを中心に考えるのが高等学校の現場では大きいです。小学校で終わっていただければいけないことだけれど、本当に九九ができ

ない高校生もいますし、高校の先生たちは現場の子供たちをどうしようかということを考えます。

その中で、先ほどお話があった常用漢字で言うと、現場でよく活用されているのは日本漢字能力検定の水準で、漢検2級は全ての常用漢字が対象です。私が今年3月までいた中高一貫校では全員に漢検を受検させていました。要するに常用漢字が全部使えるようにしようというような、学校として、ある程度の目安・目標のようなものを持っていました。ですから、それに合格できる子たちは常用漢字が全て対象になって、かなり活用できている生徒だと認定できるだろうと思います。

現場はそのようにして、学校の相手の子供たちに合わせて望む水準を設定して育てているでしょうし、また、これはもう皆さんもそのようにお考えだと思いますが、学校以外で書く漢字をトレーニングする機会は、その後の社会ではほぼないと思いますので、ほとんどの人が行くであろう高等学校までに書くトレーニングをしたところで、その人の書ける文字の水準はほぼ固定されてしまうかと思います。

そういう意味で学校現場の果たす役割は大きいと思いますし、現場でも学習指導要領とは別に、書けることは、今、非常に意識していると思います。一方でGIGAスクール構想がどんどん進んで、先ほどからお話があったようにタブレットでということになっていったときに、書けることという部分がすごく弱くなってくる可能性はあるかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございましたでしょうか。

○中江委員

私は教育現場の人間ではありませんが、いわゆる漢字能力というものは、学校で教わることが大半だと思います。ですが、それ以外に、文化から、例えば映画からかもしれないし、本からかもしれませんが、個人の趣味などから自然と取り入れていくものもあると思います。最近だと「鬼滅の刃」などの映画の中で出てくる主人公たちの名前にはすごく難解な漢字を使っています。でもそういうものを結構見慣れて、書けなくても子供でも平気で読んでしまうというようなことがあり、ふだん見慣れない漢字でもなじんで読めるようになっていく傾向を、少し感じ取っていました。

先ほどからお話が出ていますが、ある年代までにしっかりと読み書きできる最低限のレベルというものもある一方で、それ以上の、例えばそれぞれの個人の能力や趣味の範囲ということについては、一番高みのようなものを決められないと思います。先ほどから規範・目安という言葉も出てきていますが、一番下のレベルは決まっているけれども、上の方で、個人でどのように使うかということについては、決め付けるというよりも、緩い感じで現実に対応して、目の前にいる生徒・学生の姿を見ながら教えていくということが今の在り方かと感じます。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○西條委員

私は勤務校が理工系の大学なので、学生は余り漢字が書けません。漢字は書けないんですが、考えていることはいろいろ考えています。私はコミュニケーションデザイン論という授業をしていますが、授業が終わった後に、今日どんなことを学んだかと

いうフィードバックシートを書かせています。対面の時は紙を配って書かせていましたが、その時は非常に記述量も限られていて、内容もそんなに大したことを書きませんでした。オンラインになって、グーグルフォームなどで入力して書かせるようになると、格段に書いてくることの質が上がります。

それは語彙というものの面白い部分で、書けなくても語彙力はあるし、意味はきちんと分かっている。でも漢字が書けないというところで、手で書かなければいけないとなると非常に思考が制限されることがあるようです。いわゆる知的活動のストラテジーとしては、入力できて意味が分かればいいというところも、ありかと思えます。

一方で、書けなければいけない漢字、小学校で決まっている漢字はあると思うので、その辺、書けると読める、それと語彙と思考の関係は非常に面白い問題だと思います。どうやってするか難しいですが、調査できると面白いかと思いました。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは一旦、単漢字という問題を離れまして、熟語の表記のようなものも含めて御意見を頂きたいと思えます。過去の漢字施策との関係について、成川委員からのヒアリングの中でも当用漢字表の時代の施策のことが幾つか話題になりました。そのうちの一つとして参考資料1-3「「同音の漢字による書きかえ」について(報告)(昭和31年7月5日 国語審議会)」のことについても触れられていました。

参考資料1-3を御覧ください。これは国語審議会の報告でありまして、内閣告示のような拘束力のあるものではありません。したがって、現在も有効であるといったものではありませんが、実質的には大多数の語の表記がそのように定着しております。

一方、昭和56年に常用漢字表が実施されてから、漢字表は目安という位置付けになっており、法令や公用文を除いて、必要な場合にはその左側に示された表記を用いることもできる状況にあります。そういったこともありまして、平成22年の改定の際にも、この「同音の漢字による書きかえ」に関しては特に何も手当てされておられません。

この表を全面的に改定したり、既に安定している表記について新たに変更を加たりするといったようなことを検討することは現段階では考えにくいことではあります。何か対応すべき点、あるいは注意喚起すべき点などがございましたら御意見を頂きたいと思えます。

その他、この「同音の漢字による書きかえ」のみならず、熟語表記全般についての御意見も頂ければと思えます。よろしく願いいたします。

#### ○成川委員

「肝ジン」は、「心」ではなくて「腎」というところです。政府関係では「腎」で書くことが多いんですが、もうこれは定着しているだろうということで、共同通信の記者ハンドブックでは「心」のままにしました。参考資料1-3の表で言うと例えば「バクロ」は、何か隠しているものが露見する「バクロ」の時は、ひへんのない「暴」です。専門用語ですが、最近ですとウイルスに「曝露」しているということがありません。元々同じ言葉なのに使い方が変わって、どうしたものだろうかと思っています。一般的に使っているものとは違うものですから、「バク露放射線」やウイルスの場合は「曝」にしたいところです。この辺も整理できないかと考えています。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

( → 挙手なし。 )

今の「曝<sup>ばく</sup>」のひへんがあるかどうかについては、「さらす」と読むか、「さらす」ではないのかという、漢字の字義そのものの問題ということではあるかと思えます。そのほか何か御意見がございましたらお願いいたします。

○田中委員

この「同音の漢字による書きかえ」という報告は、国語施策的にとても意味があったものだと思います。恐らく当時、国語審議会がこのように書き換えるようにと考えたというよりも、当時どちらの表記も使われていて、より平易で定着が望ましいものに書き換えるということを示したところがあると思います。

その後、例えば国語辞典などにはこの語はこれが書換えであるというような情報が示されたことによって、国語審議会が全て勝手に漢字を変えるように指示したように誤解されている節があって、それは日本語への認識として余り良くないと思います。使われるうちに慣習的に人々がどちらかに使用を決めていった結果としての国語施策であるということについて、この書換えが指示<sup>がい</sup>しているという誤解を招いてしまっているところがあります。例えば「ショウガイ（障碍・障害）」はその一つだったと思います。

その辺りのこの表自体の歴史的意義はありますが、この表を今も出し続けることは余り意味がありません。つまり、結果的にこれは終わった話なので、むしろ今もし揺れていて混乱しているものがあれば、現代的な書換え集を出すということをした方がいいと思います。ただ、今揺れているものは、どちらを使うのか迷いますが、一方を使うことによって難しく困るというタイプの揺れは余りないのではないかと思います。そういうものに対して文化審議会国語分科会がどちらかを推奨すると、初めの議論にあったように、過度な標準化、過度な正しさを押し付けるようにも受け取られるので、それはまたよろしくないかと思えます。難しいところですが、感じていることを申し上げました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは後の議題もございますので、ここで一旦、漢字についての議論は終了いたしまして、次に資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の三つ目、「外来語の表記」について意見交換をしていただこうかと思えます。

外来語の表記の揺れについては多くの委員から御意見がありました。また、成川委員からのヒアリングでも、例えば日本語を学んでいる母語話者でない方々にとって障害となっているおそれがあるといったような御指摘もありました。

そこで、現行の「外来語の表記」の考え方を確認した上で、公共のコミュニケーションにおける外来語の表記に関する問題点について御意見を伺いたいと思えます。参考資料の内容なども含め、事務局から簡単に御説明をお願いします。

○武田国語調査官

外来語の表記に関しましては、今期の最初に頂いたアンケートにも、揺れが非常に大きいということで何か手当てをすべきではないかといった御意見をたくさんの委員から頂きました。本日は現在の「外来語の表記」という内閣告示がどのようなものなのかということと、それからそれに基づいて実際どのような取組が民間にあるかという辺

りを御覧いただきたいと思っております。

参考資料 2-1 「外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）（抜粋）」の 3 ページ目を御覧ください。「外来語の表記」は平成 3 年にできたものですので、ちょうど 30 年の時間がたっております。それ以前は昭和 29 年に、国語審議会として決定しないままに、報告として「外来語の表記」というものを示していました。その時になぜ国語審議会が決定できなかったかという、外来語に関してはいろいろな考え方があって、一つに定めることが非常に難しいということがあったからだと聞いています。その後、それでも国として何らかの指針を示すべきであるという御意見を受けて、平成 3 年に「外来語の表記」という内閣告示ができました。

3 ページ目にある「留意事項その 1」の 2 で、「「ハンカチ」と「ハンケチ」、「グローブ」と「グラブ」のように、語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない」と明言しています。「外来語の表記」は語形に揺れのあるものをどちらかに決めることはしないと書かれています。

「留意事項その 2」も見ていただきますと、「以下の各項に示す語例は、それぞれの仮名の用法の一例として示すものであって、その語をいつもそう書かなければならないことを意味するものではない。」と書かれています。揺れはたくさんの方にとってお困りになることがあるというところではありますが、それを決め難いところもあって、内閣告示の中では決めないということをお断りしている面があるということです。

そうした中で、民間でいろいろな取組があります。また新聞社などでもそれぞれの表記の基準を決めています。そのうちのひとつとして、今日、参考資料 2-2 「「外来語（カタカナ）表記ガイドライン 第 3 版」（一般社団法人テクニカルコミュニケーター協会）」を御用意しました。これは一般社団法人テクニカルコミュニケーター協会が作成したものです。家電メーカーなどを中心とした協会で、取扱説明書などにたくさん外来語が入ってくるわけですが、それをどう扱うべきかということで検討なさったものです。このガイドラインは、内閣告示の「外来語の表記」に基づきながら、いろいろなアンケートや調査に基づいて、この書き方が多分多くの方にとって分かりやすいだろうというものを採用して、一覧表にしているものです。

この関係者の方とお話しする機会があったのですが、こうしたものを出している中で、今のところ大きな問題は起きていないということでした。また、これをそのまま国語施策に採ってほしいというようなことではなくて、必要などころで必要に応じた、このような基準をきちんと作っていくことが大事であろうといったことをおっしゃっていました。

外来語の揺れが現実にはいろいろある、お困りになっている現状もある。ただ、それについて国語施策としてどういったことができるのかといったことを御議論いただくとともに、実際、どんなことにお困りになっているかということも是非伺いたいと思っております。

#### ○沖森主査

それではただ今の御説明について直接関係する質問があればお願いしたいと思います。

（ → 挙手なし。）

それでは意見交換に移りたいと思います。ただ今の説明にもありましたように、現行の「外来語の表記」には「語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない。」とはっきりと示されております。また、挙げられている語例についても、「語例は、それぞれの仮名の用法の一例として示すものであって、その語をいつもそう書かなければならないことを意味するものではない」とも記されております。

一方、この内閣告示を基に表記の揺れを減らそうといった取組も民間では行われていることも、先ほどの御説明のとおりです。

確かに表記の揺れには不便なところがありますが、仮に揺れを解消する方向で現行の「外来語の表記」を改めるということを考えるのであれば、これまでの国語施策から大きく方向転換をすることになるかと思われます。そのような方向転換が必要な状況であるのか、又は既に民間で行われている取組を緩く包み込むような「よりどころ」のままである方が望ましいのか。さらには、内閣告示を改めなくても、国として行う何らかの手当てが考えられるというような御意見もあろうかと思えます。

では御意見を賜りたいと思います。

○成川委員

一番困るのは、私ども共同通信社の決まりと役所が使う表記が違うところです。例えば、私どもは「セキュリティー」と長音を最後に付けていますが、国の役所はほとんど「セキュリティ」と止めるんです。今のテクニカルコミュニケーター協会の資料を見ると、「セキュリティー」と伸びています。最低限、国の出す文書で今の決まりに合わせてもらうだけでも大分揺れが小さくなるのではないかと感じています。

○沖森主査

ありがとうございました。

○村上委員

これは私も皆様にお伺いしたいのですが、ここで外来語の表記について我々として目安を示すということなんでしょうか。

○沖森主査

それも含めて御意見を頂きたいと思います。

○村上委員

そうですか。先ほどの常用漢字表の場合と同じで、揺れを幅と捉える考え方がありますが、目安を示すということであれば、これはAだ、Bだということをきちんと出さなければいけないと思います。

そうでなく、特に目安を示さないということであれば、例えばA社の経営者が、世の中で使われている外来語の趨勢<sup>すう</sup>を調査して、それを表記するというように決めたなら、それはA社に任せる。B社が別の考え方でB社の表記を決めたなら、それはB社に任せる、というようにするしかないと思います。

ですから、まず、目安にするかどうかというところから考えなければならぬと思います。それで、目安にするということになれば、A、Bどちらにするかというのは、きちんと示さなければならぬと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかに御意見はございませんでしょうか。

○善本委員

今回頂いた資料の中で非常に興味深いものがあります。参考資料4「「国語に関する世論調査」における関係事項の調査結果」の中で、外来語表記について、平成15年の調査で調べてくださっています。その16ページの「ファーストフード」と「ファスト

フード」の件です。「ファーストフード」が9割近くという回答になっているんですが、成川委員が説明してくださった新聞用字用語集では「ファスト」を取っていらっしゃるんです。その説明もきちんと書いてあって、「ファスト」は「速い」の意味で、「ファースト」は「第一」だから、「ファスト」を取るべきであろうと示した上で、「ファーストフード」を取っていらっしゃるということのようです。でも、調査をすると9割近くが「ファーストフード」と言っている。ほかの語には余りないですが、この言葉には世代差があって、60代以上の方は「ファースト」が7割台にとどまっています、50代以下は9割が「ファースト」と言っていると書いてあります。もしかしたらそのように新聞用字用語集で定めていることとの影響があるのかという疑問を抱いて、その辺りが非常に面白いと思いました。

私は学校にいて教育の現場で海外との交流も多くやってきましたが、これについては日本語だと思います。実際に揺れでどう困るかというよりは、外から入ってきた日本語が外の言葉と余り大きく乖離しない方がいいと思っています。その乖離が誤解を生んでしまうことでコミュニケーションにロス（損失）が生じることもあるので。そういう意味では単純に、この単語でいえば「ファスト」の方がいいのと思うんですが、「ファースト」がみんなに広まっているという原因を知りたいと思いました。この資料を読んでそれがとても面白く感じました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○福田委員

確かに外来語は何らかの目安がはっきりしていた方がいいものだと私も思います。ただ、外来語が外国語から日本語になったということで、その外国語の音になるべく近いものにするという考え方について、なかなか難しいだろうと思っています。今、善本委員が「ファーストフード」なのか「ファストフード」なのかとおっしゃっていました。会社の名前ですが、「ファストドクター」というものも今、出てきていて、それが浸透している。若者の間でも今では「ファストフード」が浸透してきているのではないかと思います。

本当に「ファスト」なのかというと、これはアメリカ英語では「ファスト」なんですが、イギリス英語では「ファースト」なんです。アメリカ版を取るのか、イギリス版を取るのかということになると、どうしてアメリカなの、どうしてイギリスなのということにも関わってきてしまいます。そうすると、例えば、現在どのような外来語が使われていて表記されているのかという調査をなさって、そこからこういう法則がありそうだというものを抽出していくのが目安になるのかと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

今回頂いた資料の中で私が一番面白いと思ったのは、参考資料2-2「「外来語（カタカナ）表記ガイドライン 第3版」（一般社団法人テクニカルコミュニケーター協会）」でした。このようにして利用者の使いやすさのために、共通の言葉を使って説明書をきちんと作っていきこうという取組が非常に頼もしく感じました。それと、単純にこちらがいいというのではなくて、英語が一つの基準になっていますが、その英語のスペルに従った片仮名表記をある程度論理的に積み上げているところ、それが非常に理解しやすいと思いました。

39 ページ以降にある「カタカナ表記ガイドラインに対する学識者からの推薦のことば」で、41 ページに「暫定的に“正解”を提供することで、書き手が表記に迷う時間を減らし、作業効率の向上を可能に」という言葉があって、これも確かに片仮名の表記ではとても大事なことだろうと思います。「ファスト」「ファースト」も時代によって、人によって、また受け止め方が変わってきている言葉ですが、片仮名語がどんどん増えていく中で、現時点での暫定的な正解を提供するという考え方はとてもすてきだと思います。

それを例えば文化庁がその一端を担っていくとしたら、一から資料を作り上げて調査をしていくというよりは、こういった既にある調査だったり、法則だったりというものはどんどん活用していった方がいいのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○田中委員

この「外来語の表記」は内閣告示の中で、多分、今、一番重要ではないかと私は思います。漢字については、私たちが日本語で使ってきた長い歴史があるので、ある程度どのように使っていけばいいかという共通理解は得やすいですが、外来語は急増してからまだ数十年で、平成3年の「外来語の表記」の後、またかなり増えていると思います。しかも、固有名詞としては英語以外の言語もどんどん新聞などで出てくるし、子供たちの耳にも入ってくると思います。

そうすると、いろいろな国の言語の音をどうやって日本語の仮名で書き表すかという基準は、今、よく考えないといけないと思います。漢字による新しい言葉よりも、片仮名による新しい言葉、場合によっては今まで余りニュースにならなかったような国の言語が日本語に入ってきて、表記しなければいけないということも出てきます。漢字の意味や形とは少し違う問題ですが、外来語の音について、じっくりと時間を掛けて議論すべきではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは残された時間が限られていますので、最後の話題に入りたいと思います。配布資料3「公共のコミュニケーションで用いる表記に関する論点」の四つ目の論点としまして「ローマ字のつづり方」について御意見を頂きたいと思います。このローマ字のつづり方につきましては、例えば長音の表記をどうするかなどがよく話題になっております。ただ、国語施策におけるローマ字の扱いにつきましては非常に古い歴史がございます。その辺りを御理解いただいた上で検討していただく必要もあろうかと考えております。そのことも含めまして、事務局からまず説明をお願いします。

○武田国語調査官

参考資料3-1「ローマ字に関する国語施策関係年表」を御覧ください。こちらは文化庁でかつてまとめました国語施策年表の中から、ローマ字に関わるものを抜き出して少し補足を加えた資料です。

これを御覧いただきますと、明治の初めからローマ字の問題が出てきています。例えば漢字を廃止するという漢字廃止論、あるいは、より平易な日本語の表記を求める運動の中でローマ字を使うべきだという方々がいらっしやって、そういった考え方の関係で国語施策がローマ字と関わってきた面がございます。

ローマ字のつづり方に関しては、いろいろな考え方があり、どの書き方、つづり方を取るかといったことが課題の一つでした。それから、先ほども申し上げましたが、漢字仮名交じり文について、漢字をたくさん使った文章から、より平易なものにすべきであるといったお考えの方たちがいらっしゃって、それにどのように国語施策として対応していくかといった面もありました。

続けて5ページ目を見ていきますと、戦後、GHQの占領下でこのローマ字の問題が現れます。改めてどのローマ字の表記を使うかというようなことが問題になり、昭和29年に「ローマ字のつづり方」という内閣告示が出されます。

ただ、その後昭和40年、41年に、国語審議会は、今後日本語の表記は漢字仮名交じり文にすることをはっきりと表明します。それ以降は、このローマ字に関して国語審議会やあるいは国語分科会で正面から取り組んだことはこれまでありませんでした。つまり国語施策におけるローマ字は、語であるとか地名であるとか人名であるとか、そういったものをどう書くかというよりは、国語全体の表記、情報交換の際の国語の書き表し方の問題として当初は取り上げられてきたこととなります。国語そのものをどう書くかという課題について、ローマ字という選択肢もあったものの、漢字仮名交じり文を前提とするということに落ち着いたということです。

今回の委員の方々の問題意識として、ローマ字のつづり方が多岐にわたっていて、長音などの書き方についても問題があるのではないかといった御指摘があります。こういったローマ字の課題について国語施策として何か手当てすべきことがあるかどうか、御議論いただければと思っています。

現在各省庁でもそれぞれの取組があります。今日も国土地理院のものと、外務省がパスポートに用いるローマ字のつづり方を示しているものを御用意しましたが、こちらを見てもそれぞれ少しずつ違うわけです。そういった中で国語施策として何か考えられることがあるかどうか、実際に今、御経験の中でお困りになっていることなども含めて御議論いただければと思います。

#### ○沖森主査

ありがとうございます。では、ただ今の説明について直接関係する質問があればお受けしたいと思います。

( → 挙手なし。 )

それでは意見交換に移りたいと思います。ローマ字のつづり方につきましては、先ほどの御説明にもありましたように、戦後すぐには漢字仮名交じり文に代わる日本語の新たな表記法として採用すべきだとの考え方も一部にもありまして、現行の昭和29年の内閣告示の実施はそのことを反映したものであったとも言えます。

その後、国語審議会は昭和40年代の初めになって、日本語の表記は漢字仮名交じり文を前提とすることを明らかにしております。それ以降、ローマ字のつづり方については国語施策では何らの手当ても行われておりません。

現状の語の表記や人名・地名・駅名という固有名詞のレベルの表示に用いられるローマ字につきましては、それぞれの分野で書き方が定められております。他方、学校教育におきましては昭和29年の内閣告示の第1表を中心に学ぶことになっております。ローマ字に関しましてそういった多様な状況があるわけですが、国語施策による手当てが必要なかどうか、あるいはどういうことが可能なかというようなことも含めまして、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それぞれの分野での試みにつきましても、学校教育については参考資料3-2「小学校学習指導要領」におけるローマ字に関する事項、府省庁の例としては参考資料3-3「各府省庁におけるローマ字使用の例」という資料がございます。こういった現状についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○成川委員

私、以前タイに赴任してしまして、タイではアルファベットを使ったつづり方がないんです。そうすると、その人によって、アルファベットのつづり方が違うので、結局タイ語を調べるということになります。

ところが、日本の場合は大体へボン式に決まっている。先ほどありました外務省なり国土交通省なりが、日本語が分からない外国の方などに英語のアルファベットなら読めるだろうということで、そのように示しているということだと思います。

一方、「チ」が chi でなく ti とつづるのは、日本語を書くための日本人向けのものであるということだということですが、できれば一本化した方がいいと個人的には思っています。学校では「チ」は ti と習いますが、社会で使われている「チ」は chi で、矛盾もあるので、できれば一本化、それもへボン式に一本化した方がいいと個人的に思っています。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。

○川瀬委員

すみません、質問です。参考資料 3-1 「ローマ字に関する国語施策関係年表」の一番後ろの方、平成期以降、平成 12 年に文化庁から関係各機関へ「…姓名のローマ字表記について（依頼）」というものがあります。これは中身がよく分からないのですが、このように書いてくださいというような依頼を出したのか、それともそちらではどのように使っていますかという調査のための依頼だったのでしょうか。

○沖森主査

事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

これは、ローマ字で日本人の名前を書くときには姓一名の順で書いてくださいという依頼でございます。もう少し詳しく書けばよかったですのですが、失礼しました。平成期にもありましたし、令和に入ってから、政府全体で考え方が統一されています。今回のオリンピックなどは姓一名の順番になっていたかと思えます。

○川瀬委員

分かりました。そこだけの話だったのですね。

頂いた資料を見ている、そもそもの出だしの段階でどこかが音頭を取って、どれかに統一しておいてくれればややこしくならなかったのには思っているところです。これだけいろいろなスタイルがもう全国に散らばってしまっている状況の中で、どれかに統一してくださいというのは現実的にできるのだろうか、今、感じております。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。

○前田委員

今回、ローマ字の資料をまとめてくださって大変勉強になりました。とても参考になりました。

私自身はこのローマ字の表記について、もう少し何とかならないかと非常に強く思っております。今、ヘボン式、訓令式、日本式と三つの方式があるものを、先ほど成川委員から、一つにならないのか、決めてもらえないのかという御意見があつて、私も賛成です。ただ、参考資料3-3「各府省庁におけるローマ字使用の例」などを拝見しますと、どうも今、ヘボン式がかなり強いものになっているようで、英語中心的な感じがしますが、これはもう仕方がないのかと感じました。

ただ、ヘボン式で非常に気になることが二つあります。一つは日本語の長音をうまく書けないという問題があることです。例えば外務省の文書がありましたが、オノさんとオオノさんは同じ表記になってしまうわけです。オオノさんは、もし別の書き方をしたければHを入れてもいいです、事前に御相談くださいというようなことが表の次のページに書いてはありますが、日本語の音韻として短音と長音ははっきり別のものでありますので、この長音を何とかできないかというのが一つ目です。

もう一つは、同じ長音のことです。これはヘボン式だけでなく三つともそうなんです。母音の上に何か記号を付けることになっています。ヘボン式はマクロンと呼ばれる横棒「 $\bar{\quad}$ 」です。訓令式や日本式はアクサンとか、ハットマークとか、サーカムフレックスと呼ばれる山型「 $\hat{\quad}$ 」のものを付けるようになっています。三つの方式のいずれも母音に何か記号を付ける、これは手書きだったらまだいいですが、現在のようにキーボードで打つ場合は非常に難しいことになっています。キーボードも日本語キーボードが今、一般的かと思いますが、少なくとも日本語キーボードだけでも日本語をローマ字化できるようになるというくらいの調整ができるようになると、実際に有難いことになるのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。

○滝浦委員

先ほどの外来語とこのローマ字とで、共通する問題があるかと思えます。それは日本語の母語話者というよりは、日本に在留する外国人及び外国にルーツのある人たちということを考えてとき、いわゆる「やさしい日本語」のような観点で考えた場合に、日本人が思っているのとは逆に、外来語やローマ字は非常に分かりにくい、分からないものと認識されているようだという事です。私の学生でそういう調査をした人がいます。

片仮名は本当はやめてほしいという感想などを日本語学習者がよく漏らすようなこともあるそうです。ローマ字の問題は基本的には日本人が自分の名前をはじめとしたものを海外に向けて出していくときに必要だという観点の方が多分重要だろうとは思いますが、日本の中にいるネイティブではない人たちにとって非常に厄介なものになっていくというところがあります。その辺りをいつも頭にとどめておけたらと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○石黒委員

今の皆様の御意見に重ねてですが、そもそもローマ字が何のために必要か、誰のためにどこで使うために必要かということ、もう一度検討した方がいいと思います。それによって、ローマ字はどうすべきかということが決まってくるということだと思います。

今、滝浦委員から外来語との関係も出てきました。英語表記を部分的に入れるということもあるのかもしれませんが、外来語は外来語で、ローマ字はローマ字でと、別々に議論すべきことではなくて、日本語の表記体系の中で総合的に議論すべき問題なのかと思います。これを順々に議論するだけではなくて、お互いの関係性ということについても議論が必要です。特にローマ字は、平仮名・片仮名・漢字というものとはまた別にあるので、その中にどうアルファベット表記を組み込んでいくのかということも大事なのかと思うのが一つです。

もう一つは、固有名詞に関わるもので、いろいろな海外の方が日本で登録などをしようとしたときに、パスポートの名前などは大体アルファベットで書かれているわけです。そこで例えば中国の方で、その文字自体が日本語にないので、アルファベットを使った表記をするということもあります。結構いろいろな形で広がりがありそうです。外国の方と接していると、今、滝浦委員がおっしゃったように、平仮名や片仮名でさえ大変だという方は一定数いるわけなので、その辺りも考えて段階的な表記というものを模索できればと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。

○森山委員

今おっしゃったこと、全て本当にそう思います。易しい、そして本当に使えるローマ字というのはなかなか難しいです。今、例えば外務省のローマ字の表記でオノさんとオオノさんが同じになってしまうということで問題が起こっていないのかどうか、調査をした方がいいと思います。

それからローマ字の場合、小学校で学習するときは必ず訓令式で学習しますが、タブレットで学習するときにはもう出せないという問題があります。子供たちがどのようにローマ字入力をしているのか、社会人がしているのか、その辺りで幾つか調査すべきこともあるかと思った次第です。

付け加えますと、難波の「ン」など、Mになっている場合とNになっている場合があります。幾つかそういう具体的なところを調べてみて、場合によっては、本当にいい書き方というものがあるのか提案してもいいかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○福田委員

ローマ字に関しては用途がはっきりしているように思います。もう何度も出ていますが、日本人の名前や地名をほかの外国の方に知ってもらうということです。私も由紀という名前なんですが、「ユウキ」さんという男性の方と「ユキ」は同じになります。例えば外国の方に自分の名前を呼んでもらいたいときに、「ユウキ」というのか「ユキ」というのかでかなり違ってくるのではないかと思います。そうすると、今のオオノさんとオノさんのような、この撥音、促音、長音などの書き方に関して、何か新しい提案ができればいいかと思いました。

それから地名に関してです。例えば「クッチャンタウン」のように「町」や「川」の部分が全部抜けてしまって、それが英語表記になっていることも多いのではないかと思います。最近、富士山は「フジサンマウンテン」という言い方も出てきています。我々にとって富士山は「フジ」だけではなく「フジサン」の「サン」のところまでで富士山だと思います。そういうところも統一するような形にすると、外国から旅行で来ら

れた方たちは迷わないのではないのでしょうか。そういう意味で、外来語に比べればこちらの方がルールを策定するのは簡便なように思います。ただ、新しいルールになると思うので、受け入れられるかどうかというところは問題だとは思いますが。

○沖森主査

ありがとうございました。

○川瀬委員

確かにオノさん、オオノさんや、ユキさん、ユウキさんの問題もあって、新しいルールは本当に必要だと思います。現状ここまで定着してしまっている状況で、特に心配なのがパスポートですが、そこに入力されているデータが現状のルールに従っている以上、ここで例えば私たちがこういうルールにしましょうと提案したときに、大きな混乱が起きないのでしょうか。現状のルールを変えてしまうことによって、とんでもなく大変なことが起きてしまうのであれば、どこか共存していく中間的な落としどころも探っていかなければいけないと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

( → 挙手なし。 )

そろそろ終了予定時刻が迫ってまいりましたので、ここで本日の意見交換を終了とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。多岐にわたって御議論いただきましたけれども、本日は「送り仮名の付け方」については触れることはできませんでした。今後整理していければと思っております。

この国語課題小委員会では議論が端緒に付いたばかりではありますが、来月 10 月 12 日に開催される国語分科会でこれまでの審議経過を報告することになっております。これまで主に内閣告示に関わる事柄について御意見を頂きましたが、それらを整理してまとめる方向でと考えております。そこでその内容につきましては私に一任いただけますでしょうか。

( → 了承。 )

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

次回の国語課題小委員会は、再来月の 11 月です。これまでの議論から一旦離れまして、日本語によるコミュニケーション上における用語・語彙の問題についてヒアリングを行いたいと考えております。何とぞよろしく願いいたします。

本日もオンラインでの開催となりましたが、無事に終えることができました。心より御礼申し上げます。それでは本日の国語課題小委員会をこれで閉会といたします。御出席ありがとうございました。